

自動機通帳支払サービス規定

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1. 当金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「自動機」といいます。）を使用して普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ）および貯蓄預金の通帳により預金を払戻す場合は、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に通帳を挿入し、届出の暗証および払戻金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による通帳での払戻しは当金庫の預金に限るものとし、1回あたりおよび1日あたりの払戻金額は当金庫店頭に掲示する上限額の範囲内とします。
3. 通帳により払戻される口座について代理人カードを発行している場合、代理人の暗証では通帳による払戻しはできません。
4. 通帳の記帳ページが終了した通帳では、払戻しの取扱いはできません。この場合は、カードをお持ちの方はカードにより払戻しをしてください。また、窓口で新通帳の交付手続きをしてください。
5. 当金庫が、通帳の電磁的記録によって、自動機の操作に際し使用された通帳を当金庫が交付したものであるとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は、責任を負いません。
6. 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口で通帳により払戻すことができます。
7. このサービスのご利用中止の際には、お取引店までお届けください。
8. 規定の変更
 - (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上